

制限付き一般競争入札による庁用自動車売払いの流れ

- ◎ 買受希望者を公募し、市で定めた最低売却価格以上で最も高い価格をつけた方に売却します。

1 申込書の提出

- ・ **提出期限 令和4年8月16日（火） 午後5時 必着**
- ・ 入札参加申請書に記入、押印（実印）の上、**「一般書留」又は「簡易書留」により郵送してください。**

【提出書類】

- ① 入札参加申請書兼受付書 ②住民票（法人の場合は登記簿謄本） ③印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） ④令和3年度納税証明書（市町村民税、固定資産税、法人の場合は法人市民税）又は市町村民税非課税の方は非課税証明書



2 書類の審査

- ・ 審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に「一般競争入札参加資格審査結果通知書」を令和4年8月26日（金）頃に送付します。



3 入札の実施

- ・ **【開札（入札）日】 令和4年9月2日（金）**
- ・ **入札書の提出期限（「一般書留」又は「簡易書留」で郵送すること。）**
令和4年9月1日（木）午後5時 必着
二重封筒（中封筒及び外封筒の二つの封筒）とし「入札書」を中封筒に封かんのうえ郵送すること。



4 契約の締結

- ・ 落札決定の日から7日以内に契約を締結していただきます。
【必要書類等】 ①売買契約書 ②印鑑（実印）



5 代金の支払

- ・ 契約締結日から30日以内に売買代金を納付していただきます。



6 所有権の移転

- ・ 売買代金が完納された後、物件の引渡し及び譲渡証明書・一時抹消登録申請に係る委任状の交付を行います。自動車検査証の名義変更は、落札者が落札者の負担で行ってください。

庁用自動車売払い制限付き一般競争入札実施要領

1 入札物件

入札により売り払う物件は次のとおりです。詳細については、この実施要領の物件調書（P. 10～P. 17）をご覧ください。

| 物件名 | 数量 | 初度登録年月 | 走行距離数 | 型式 | 最低売却価格 |
|-----------|----|--------------|---------------|----------------|----------|
| 日野 マイクロバス | 1台 | 平成24年 12月 | 319,8 38km | SDG-X ZB40M | 360,000円 |

注1) この表の最低売却価格は、**消費税及び地方消費税とリサイクル預託金を含みません**。落札者に対する契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額に、**リサイクル預託金19,600円を加えた額**となります。

2) 現状有姿での売払いとなります。引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

3) 上記物件は令和4年12月26日で自動車検査有効期間満了となります。

2 物件の公開日時及び公開の申込先

現状有姿での引渡しとなりますので、**現物を必ず確認してください**。物件を確認する場合は、事前に申込先に連絡してください。

(1) 公開日時 令和4年7月20日（水）から令和4年8月16日（火）まで（土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日を除く。）の午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 申込先 石巻市鮎川浜鬼形山1-13
担当 石巻市牡鹿総合支所地域振興課
電話番号 0225-45-2114（内線252）

3 入札参加者の資格

次に掲げる者は、入札に参加できません。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に該当しない者
- (2) 当該入札に係る物件に関する事務に従事する石巻市職員
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (4) 市町村民税（法人にあっては、法人市町村民税）又は固定資産税の滞納がある者
- (5) 入札に係る申請書類を指定した期日まで提出しない者
- (6) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- (7) その他市長が入札に参加させることが不相当と認める者

4 入札参加申込み手続

(1) 提出期限及び申込先

【提出期限】 **令和4年8月16日（火） 午後5時 必着**

【申込先】 石巻市穀町14番1号

石巻市総務部管財課（市役所庁舎4階）

(2) 申請方法

本要領に添付の一般競争入札参加申請書兼受付書（P.18様式）に記入、押印（実印）の上、「(3)申込時に必要な書類」を添えて、総務部管財課管財係まで「**一般書留**」又は「**簡易書留**」により郵送してください。

申請書の日付は、郵送する日を記入してください。

(3) 申込時に必要な書類

一般競争入札参加申請書兼受付書に次の書類を添えて提出してください。

【個人の場合】

- ① 住民票（本籍を記載したもの） 1通
- ② 印鑑登録証明書 1通
- ③ 令和3年度納税証明書（市町村民税及び固定資産税）
または、令和3年度非課税証明書（市町村民税） 各1通

【法人の場合】

- ① 法人登記簿謄本 1通
- ② 印鑑証明書 1通
- ③ 令和3年度納税証明書（法人市町村民税及び固定資産税） 各1通

注1） 証明書類は、提出日より3か月以内に発行されたものとします。

- 2） 令和4年度分の納税が完納している場合は、令和4年度納税証明書とします。
- 3） 固定資産税が課税されていない場合は、納税証明書の提出は必要ありません。
- 4） 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）に登録されている場合、上記【法人の場合】①から③に該当する書類の提出は不要です。

(4) 入札参加資格審査結果通知書の送付

入札参加申請書等の審査の結果については、「一般競争入札参加資格審査結果通知書」を令和4年8月26日（金）頃にファクシミリ又は電子メール等により送付いたします。

(5) その他

同一物件について、同一参加者が重複して申し込むことはできません。

5 入札に必要なもの

- (1) 「入札書」（P.19様式）は、**『一般書留』又は『簡易書留』により郵送してく**

ださい。それ以外の方法での受付はできません。

「入札書」の日付は、開札日（入札日）を記入してください。

- (2) 契約金額は、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税（1円未満切り捨て）とリサイクル預託金19,600円を加算した金額になりますので、入札書には消費税及び地方消費税とリサイクル預託金を抜いた金額を記載してください。
- (3) 「入札書」は、二重封筒（中封筒及び外封筒の二つの封筒）の中封筒に封かんし、外封筒に封かんのうえ提出してください。
- (4) この場合、中封筒と外封筒ともに、「入札案件名」、「開札日」及び「入札者名」を必ず記入してください。
- (5) 令和4年9月1日（木）午後5時必着で郵送してください。それ以降に届いたものは無効とします。

6 開札（入札）の日時及び場所

- (1) 【日時】 令和4年9月2日（金） 午前10時から
- (2) 【会場】 石巻市穀町14番1号
石巻市役所本庁舎4階 401会議室

7 開札（入札）の執行

(1) 入札

- ① 入札書は、所定の「入札書」（P.19様式）を使用していただき、入札書に必要な事項を記入、押印の上、入札していただきます。
- ② 入札参加者が1名の場合でも入札は行います。

(2) 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

- ① 入札参加資格の無い者がした入札
- ② 記載事項の不明な入札又は記名、押印のない入札
- ③ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- ④ 修正可能な筆記用具等を使用した入札
- ⑤ 同じ物件について2通以上の入札をした入札
- ⑥ 入札に関し不正行為のあった入札
- ⑦ その他入札条件に違反した入札

(3) 開札

開札は、直ちに行います。

(4) 落札者の決定

- ① 開札の結果、市が事前に定めた最低売却価格以上の入札のうち、最高金額の入札者を落札者と決定します。
- ② 落札候補者（又は落札者。以下同じ。）となるべき同価格の入札をした入札者が、2者以上ある場合は、下記の方法による「くじ」により落札候補者等を決定しま

す。

(1) 「くじ番号」

落札候補者となるべき同価格の入札をした入札者の一般競争入札参加申請書兼受付書の受取順番を「くじ番号」とします。

(2) 「くじ順位」

落札候補者となるべき同価格の入札をした入札者の「くじ順位」は、「くじ番号」の小さい者から順に0(ゼロ)から、1、2、3・・・と番号を割り振ります。

(3) 落札候補者等の決定

ア 同価格の入札をした入札者の「くじ番号」の合計を、同価格の入札をした入札者の数で割り、余りを算出します。

イ 同価格の入札をした入札者の「くじ順位」が、上記アで得られた余りの数字と同じ者が、落札候補者となります。

8 入札結果の公表

入札結果については、入札終了後次の事項を速やかに公表します。公表の方法は、総務部管財課での閲覧及び石巻市のホームページへの掲載により行います。

- (1) 落札、不調の別
- (2) 入札参加者数
- (3) 落札金額

9 契約の締結

落札者は、「庁用自動車売買契約書」により、落札決定の日から7日以内に、契約を締結していただきます。

10 売買代金の支払い

契約締結日から30日以内に、市が発行する納入通知書により全額一括して支払っていただきます。

11 所有権の移転等

- (1) 落札物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転し、現状のまま引渡します。譲渡証明書、一時抹消登録申請に係る委任状もあわせてお渡しいたします。
- (2) 自動車検査証等の名義変更は、前記(1)の引渡し後、落札者が行ってください。なお、名義変更に必要な費用等は全て落札者の負担となります。また、名義変更の手續完了後、自動車検査証など運輸支局長の発行する車両所有者登録を変更したことが確認できる書類の写しを石巻市に提出してください。
- (3) 車体に市町村名等の表示があります。落札者において消去していただきます。取得後、車体にある市町村名等の表示を消去していただき、消去したことが確認できる

写真等を提出してください。

- (4) 執行機関は、公売物件の輸送等を行いません。自力で引取り又は業者手配をしてください。

1.2 入札執行の延期

入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。この場合において、入札のために要した費用を石巻市に請求することはできません。

1.3 その他

- (1) 売り払う物件に係る「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）」に定める所定の費用（リサイクル料）が必要な物件については、本市において支払い済みです。
- (2) 質問は質疑応答書（P20）を使用し、令和4年7月20日（水）から令和4年8月5日（金）まで（休日条例に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出してください。
- (3) 質問への回答は令和4年8月10日（水）から令和4年8月16日（火）まで（休日条例に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間、石巻市役所本庁舎4階 閲覧室（石巻市穀町14番1号）で閲覧できます。また、質問提出者及び入札参加申請書兼受付書提出者に郵送又はファクシミリ等で回答します。
- (4) 入札公告の開始日から質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、物件調書等の訂正及び追加を行う場合があります。入札に参加する者は物件調書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出してください。

1.4 入札に関する問合せ先

石巻市総務部管財課管財係

TEL 0225-95-1111（内線4087）

FAX 0225-22-4995